

川崎市告示第463号

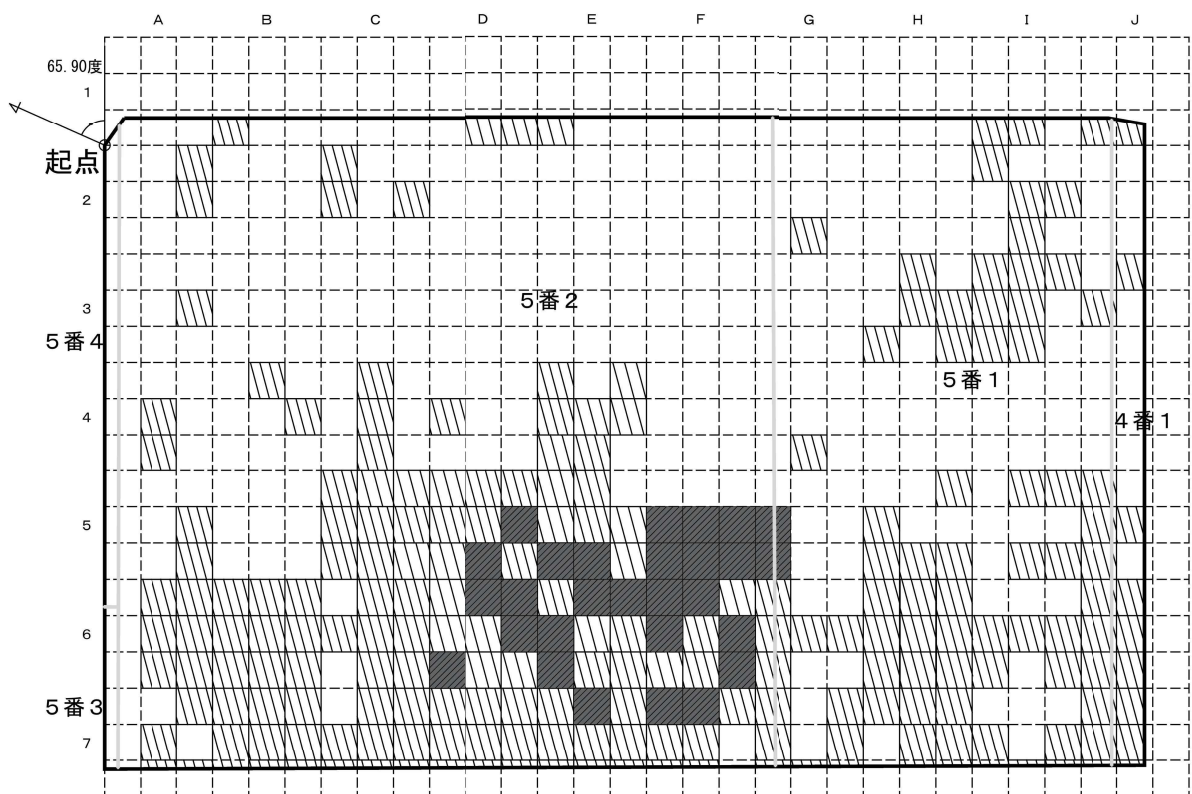
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

令和 7 年 9 月 9 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎区大川町 5 番 1、5 番 2 の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当の有無
土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号に該当する。



凡例

- : 指定する区域
- : 指定済み区域
- : 敷地境界
- : 地番境界
- : 単位区画

起点の設定の理由

敷地（４番１、５番１、５番２、５番３、５番４）の最北端を起点とした。

【回転角度：６５．９０度、

調査対象地の区画設定方法：敷地の最北端の地点を起点として、東西南北方向に１０ｍ四方の格子状に、敷地を区画し、格子の線を６５．９０度右回転させた。】

別図